

## 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

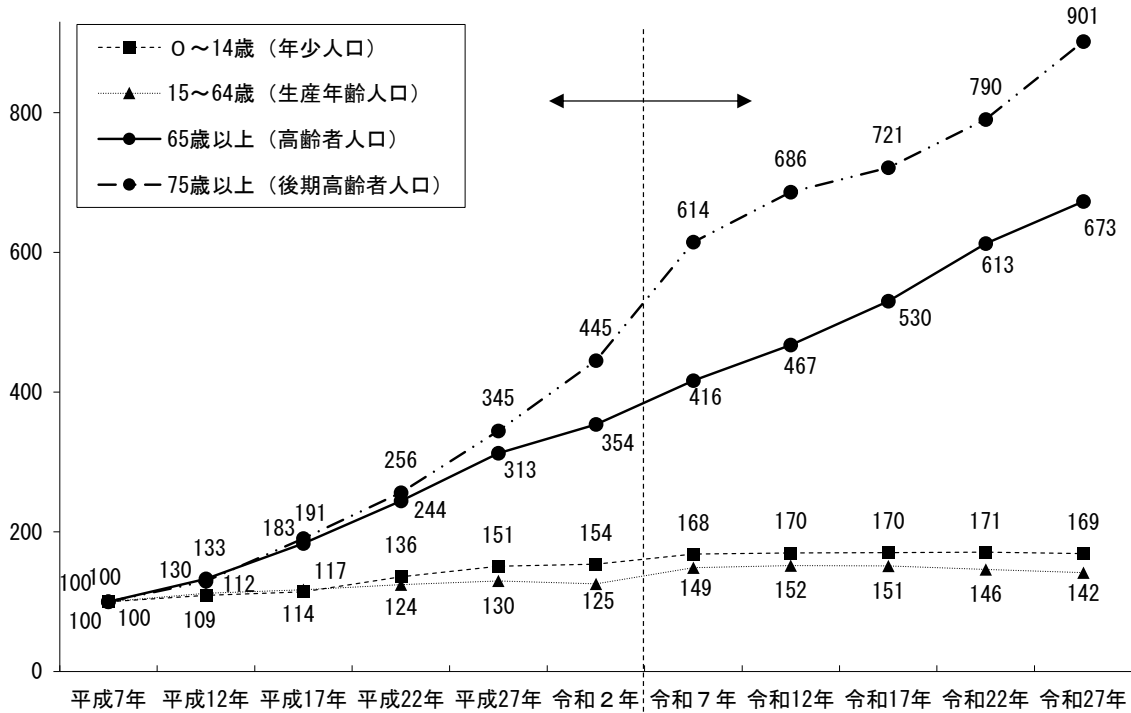
#### (1) 計画策定の背景

わが国では、諸外国に類を見ないスピードで高齢化が進展し、令和4（2022）年10月1日現在、総務省統計局によると、総人口は1億2,494万7千人と12年連続で減少している一方で、高齢者数（65歳以上人口）は3,623万6千人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は29.0%で過去最高となりました。高齢者数は今後も増加を続けることが見込まれており、令和7（2025）年には全ての団塊世代が75歳以上を迎えることとなります。さらに、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳になり、生産年齢人口が急激に減少することが想定され、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、介護・医療ニーズのさらなる増加・多様化、介護人材の不足、介護保険制度の持続可能性の確保をはじめとするさまざまな課題が生じることが見込まれます。加えて、さらにその先を展望すると、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向となっており、介護ニーズが特に高い85歳以上人口は令和17（2035）年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42（2060）年頃まで増加傾向にある見込みとなっているため、サービスの基盤や、それを支える人的基盤の整備、健康や生きがいづくりをはじめとする介護予防事業の必要性がより一層高まっています。

#### (2) 計画策定の趣旨～地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

国勢調査によると、令和2年現在、本市の高齢者数は9,840人、高齢化率は17.5%となっています。本市の平均年齢は40.5歳となっており、全国で最も平均年齢の低いまちです。しかしながら、「医療、介護等のニーズは、高齢者の絶対数に連動する」とも言われているように、高齢者数のみに着眼すると、令和2（2020）年から令和22（2040）年にかけて65歳以上人口は約1.9倍、介護リスクの高い75歳人口は約2.0倍になることが見込まれており、介護サービスの利用ニーズが急増することは避けられません。今後急増する介護ニーズの増加に備え、本市においても介護サービスの基盤整備、介護人材の確保及び現場における生産性の向上などが引き続き大きな課題となってきます。

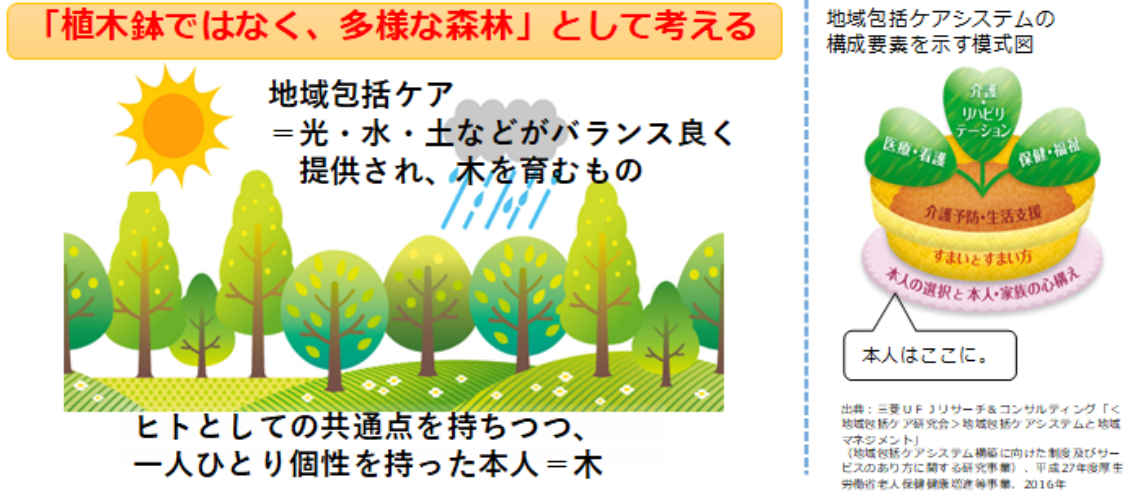
▼年齢区分別にみた人口指数（平成7年=100）



資料：平成7～令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障人口問題研究所による推計

このような背景の中、本市では地域包括ケアの基本的な方向性を示すため、令和2年（2020）年から令和5（2023）年の3年間を期間とする「第9期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を「ながくて地域包括ケアみらいスケッチ」と位置付ける中で「地域包括ケア」を地域の一人ひとりがお互いに「つながり合える仕組み」と意義づけました。これまで、地域包括ケアシステムを説明する際には、厚生労働省の植木鉢の模式図を用いて「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される」というイメージを示してきましたが、本市では「植木鉢」ではなく「多様な森林」として考え、市民一人ひとりを「木」、それを育む「光」「水」「土」を多様な支援として地域包括ケア（つながり合える仕組み）のイメージ図を新たに描き換えました。

▼長久手市における地域包括ケアシステムの概念図



**新イメージ図のポイント：1 本人中心 2 多様性 3 バランス**

「長久手市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）では、第8期計画で定義づけをした本市における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現をめざします。

## 2 計画の性格

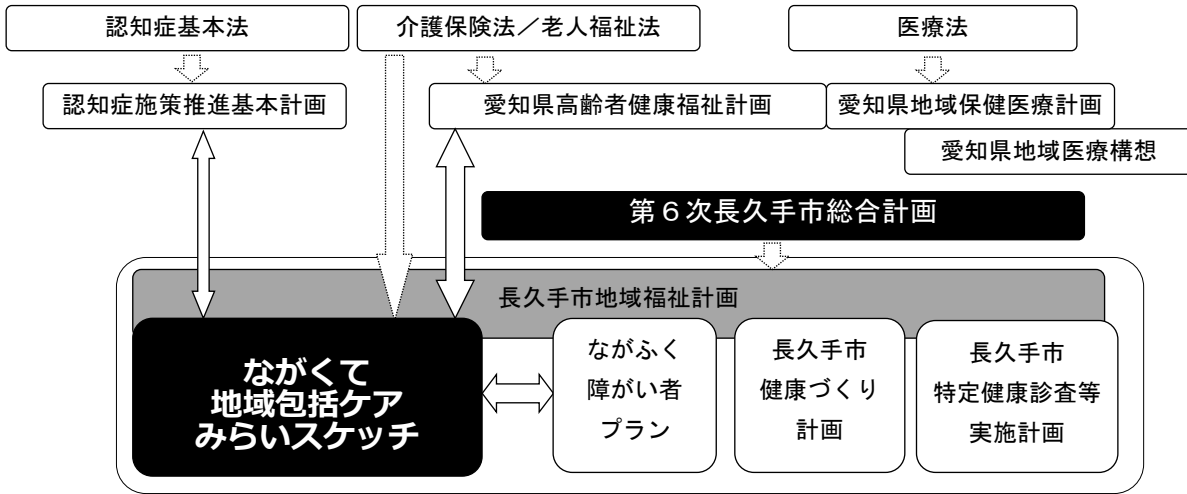
### (1) 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化した計画です。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「長久手市総合計画」の分野別計画として、また、上位計画である地域福祉計画の内容を踏まえ、他の関連計画との整合性も保ちながら、高齢者の福祉施策と介護保険施策に係る個別計画として位置づけられます。そのほか、「愛知県地域医療構想」などの関連計画との整合性を確保して策定するとともに、国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえて認知症施策を推進していきます。

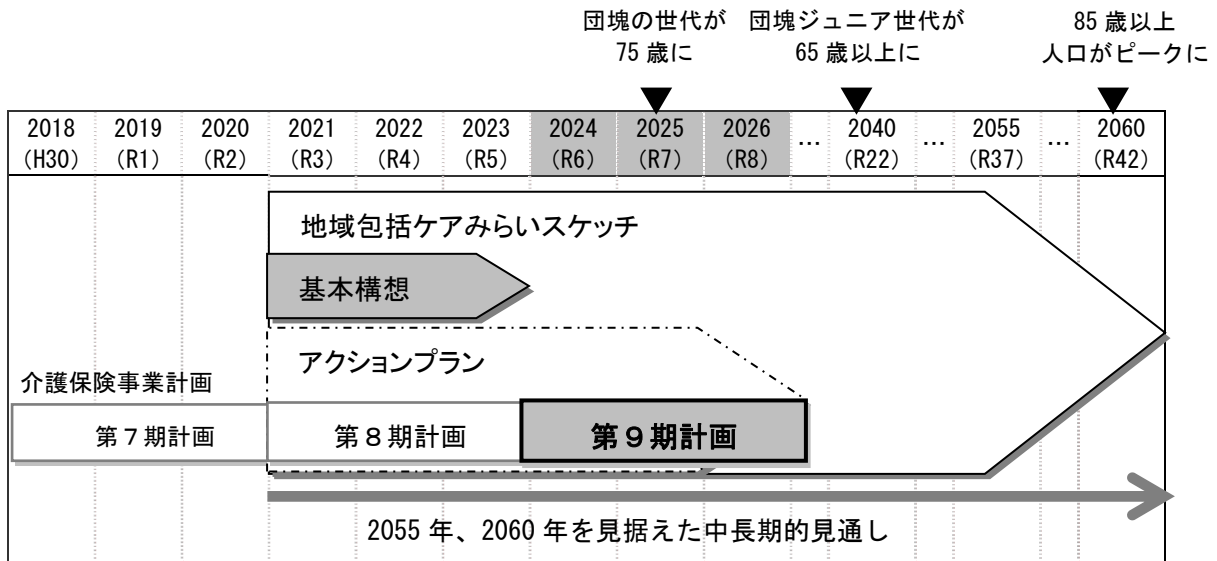
▼計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の対象期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で  
す。計画の期間には、団塊世代が75歳以上となり、介護の需要が大幅に増加するこ  
とが想定される令和7（2025）年が含まれます。さらに、地域包括ケアは、地域のめ  
ざす姿であり、終わりのないものである、と本市では考えています。そのため、本市  
の団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年、さらにその先を展望し、  
75歳以上人口がピークとなる令和37（2055）年、介護ニーズが特に高い85歳以上  
人口がピークとなる令和42（2060）年も見据えた中長期的な視点をもった計画とし  
ます。

▼計画期間と中長期的なビジョン



## 4 計画の策定体制とニーズの把握

### (1) 策定体制

幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、学識経験者、公募による市民によって構成された「地域包括ケア推進協議会」を設置し、本計画策定に向けた検討を行います。

### (2) ニーズ等の把握

本計画の検討にあたって、長久手市民が将来理想とする姿、高齢者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ、介護支援専門員の抱える課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、「みらいスケッチシート」、「くらしのチェックリスト」、「介護支援専門員ヒアリング調査」を実施しました。各調査の概要は図表1、図表2、図表3の通りです。

図表1 みらいスケッチシートの概要

調査対象者	45歳以上の長久手市民
みらいスケッチシートの配布・回収	通いの場、長寿課窓口等において配布・回収
調査期間	令和5年1月4日～令和5年2月24日
配布数	273
回収数	273
有効回答数	266
有効回答率	97.4%

図表2 くらしのチェックリストの概要

区分	①一般高齢者調査	②要支援認定者調査	③要介護認定者調査
調査対象者	75歳以上の人（要支援・要介護認定者を除く）	要支援認定者	要介護認定者
抽出方法	2,000人を無作為抽出	全数	全数
調査票の配布・回	郵送による配布・回収		
調査期間	令和4年12月15日～12月31日		
配布数	2,000	466	905
回収数	1,409	335	420
有効回答数	1,405	313	312
有効回答率	70.3%	67.2%	34.6%

図表3 介護支援専門員ヒアリング調査の概要

調査対象者	長久手市の事業所に勤務する介護支援専門員
実施事業所数	5事業所
ヒアリングシートの配布・回収	メールにて各事業所に配布・回収
ヒアリングシートの調査期間	令和5年6月9日～6月23日
ヒアリング開催日	令和5年7月5日

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を徴収し、計画に反映していくためにパブリックコメントを実施します。

## 5 計画の進行管理

(1) 人口構造の変化を展望した中長期的な施策展開

生産年齢人口の加速が進む一方で、全ての団塊ジュニア世代が65歳になり、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などが増加する令和22（2040）年が迫りつつあります。今後はさらに、75歳以上人口は令和17（2025）年頃まで、85歳以上は令和42（2060）年頃まで増加傾向にあることを踏まえ、市や日常生活圏域における将来像を描きながら、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた施策を展開していきます。

(2) 地域共生社会の実現に向けた施策の推進と評価

高齢化など社会構造の変化を踏まえ、住み慣れた地域において、住民一人ひとりが相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を越えて支え合う『地域共生社会』の実現を推進しています。

本市では、一人ひとりのこころ・からだ・くらしの調和を周りから支え、「つながり合い」を創っていくことを目標とし、施策の進捗を定期的に評価しつつ、計画期間中に介護保険法等の改正などにより、計画が現状と大きく乖離することが明らかとなったときは、必要に応じて、計画の見直しを行いながら更なる推進を図ります。

(3) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

基本理念の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）を行う「PDCAサイクル」に基づき効果的に計画を推進し、自立支援や重度化防止の取組など、本計画で掲げた目標については、毎年度、その進捗状況を点検し、評価結果について「長久手市地域包括ケア推進協議会」で報告するとともに、ホームページ等で公表します。



## (参考) 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント(案)

国は、第9期介護保険事業計画の策定に向け、現在基本指針の見直しを行っています。令和5年7月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待



- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### **3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上**

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用

- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：社会保障審議会介護保険部会「基本指針の構成について」（令和3年7月10日）